

○徳島県警察音楽隊運用規程（昭和43年4月25日本部訓令第11号）

最終改正 令和4年3月18日本部訓令第8号

徳島県警察音楽隊設置運用規程を次のように定める。

徳島県警察音楽隊運用規程

徳島県警察音楽隊設置運用規程(昭和35年徳島県警察本部訓令第9号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規程は、徳島県警察音楽隊(以下「音楽隊」という。)の運用について必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 音楽隊は、演奏活動を通じて、警察職員の士気の高揚及び情操の育成に努めると共に、警察広報の実をあげて県民と警察との融和を図ることを任務とする。

(編成)

第3条 音楽隊は、徳島県警察の組織に関する訓令(昭和51年徳島県警察本部訓令第3号。以下「組織訓令」という。)第5条に規定する隊長及び楽長のほか、隊員25名(副楽長たる隊員を含む。)以上をもつて編成する。ただし、隊員については、必要があるときは、その数を増減することができる。

(任免等)

第4条 隊長は、警務部情報発信課情報発信管理官又は情報発信調査官をもつて充てる。

2 楽長、副楽長及び隊員は、本部長が任免する。

3 本部長は、必要があるときは、部外の者を講師又は隊員として委嘱することができる。

(隊長等の任務)

第5条 隊長及び楽長は、組織訓令第5条に規定する職務を行うことを任務とする。

2 副楽長は、楽長を補佐し、楽長不在のときはその職務を行うものとする。

(隊員の任期)

第6条 隊員の任期は、5年とする。ただし、再任することができる。

(隊員の心構え)

第7条 隊員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 音楽隊の任務を自覚し、規律を守り、品性を養い、情熱をもつて演奏活動に当たること。

(2) 隊員相互の融和、協調に心がけ、一致協力して演奏技術の向上に努めること。

(3) 楽器、被服等の使用保管及び手入れを適切にして、紛失又は損傷することのないようにすること。

(訓練)

第8条 音楽隊は、その技術の向上を図るため、次の各号に掲げる区分に従い教養訓練を行うものとする。

(1) 定期訓練

毎週1回日時を定めて行う訓練

(2) 特別訓練

必要に応じ行う訓練

(演奏活動)

第9条 音楽隊は、次の各号に掲げる場合で主催者の要請を受けたときは演奏活動を行うものとする。

- (1) 警察の主催する儀式
- (2) 警察広報を目的とする行事
- (3) 警察職員の士気の高揚又は情操の教養を目的とする行事
- (4) 公共団体その他これに類する団体の行事であつて、営利を目的とせず、警察広報として効果があると認められるもの。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本部長が必要と認めるもの。

(派遣要請)

第10条 音楽隊に演奏のための派遣を要請するときは、別記様式第1号の警察音楽隊派遣申請書を本部長に提出するものとする。

(招集)

第11条 隊員の訓練又は演奏活動のための招集は、本部長が行うものとする。

(音楽隊勤務に関する措置)

第12条 所属長は、演奏活動の招集があつたときは特段の事情がない限り、勤務時間の割振りの変更、補勤等の勤務変更により、当該隊員が音楽隊の活動に従事できるよう配慮するものとする。

(服装)

第13条 隊員の演奏活動時の服装は、別に定めるところによる。

(備付簿冊)

第14条 隊長は、別記様式第2号の音楽隊日誌を備え、訓練又は演奏活動の状況を記録するものとする。

2 前項に規定するもののほか、音楽隊に次の簿冊を備えるものとする。

- (1) 音楽隊員名簿 (別記様式第3号)
- (2) 楽器台帳 (別記様式第4号)
- (3) 楽譜台帳 (別記様式第5号)
- (4) 音楽隊貸与品台帳 (別記様式第6号)

※ 様式等省略